HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	公安警察と治安判決（1980-2010）：先制的デモ規制体制の確立［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	許, 仁碩
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第14148号
Issue Date	2020-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78891
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Hsu_Jen-shuo_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称　博士（法学）　氏　名　　許　　仁　碩

審査担当者	主　査	教　授	尾　﨑　一　郎
	副　査	教　授	米　田　雅　宏
	副　査	准教授	徐　　行

公安警察と治安判決（1980-2010）：先制的デモ規制体制の確立

本論文は 1980 年代以降の日本における市民による社会運動、それに対する国家による公安警察活動、そして司法、の三者間の関係を法社会学的に分析したものである。

学生運動や極左運動が終焉を迎えた 80 年代以降の日本では諸外国に比して社会運動が有意に低調であり続けていることが社会学者により明らかにされている。これはしばしば消費社会の成熟、安定化と関連付けて理解されてきた。本論文は、いわゆる「公安警察活動」がどのように展開されてきたのか、本来国家の過剰な介入に対して制約を課すべき司法が市民（運動）による法動員に対してどのような判断を示してきたのか、を分析し、通説に対し新たな視点を与える。

日本の警察組織・警察活動（とりわけ公安関係）については、秘密主義が障壁となり、法社会学的研究は必ずしも十分になされてこなかった。広中俊雄による一連の先行研究は、戦後の警察組織が戦前の治安・公安を重んじ人権を軽視する思想や体質をなお維持していることを実証したものであり古典的地位を占めている。他に戒能通孝、小田中聰樹、村山眞維らにより散発的に関連実証研究がなされてきたが、久々に本論文が広中の問題関心と手法を受け継ぎ、現代の日本の警察に関する法社会学的な研究にチャレンジしたことになる。

問題関心を整理した序論に続く第 1 章で、戦後日本の社会運動の歴史と現状を概観する。すなわち、①1945 年～60 年にかけての戦後の警察の民主化が不徹底に終わり、破防法や各種公安条例など治安立法が相次ぎ、警察組織の中央集権的一元化も行われて、治安警備の体制が強化されたこと、②学生運動や労働運動、住民運動が活性化した 60 年代に、実定法規の密度を低くして表向き治安と関係のない法律を治安目的に運用するやり方（「機能的治安立法」）が定着し、組織強化・広報強化も進行したこと、③極左テロ、三里塚闘争、スト権ストなどで世情が騒然としていた 70 年代に公安条例についての合憲判決が相次ぐとともに、「過激派」というレッテルが人口に膾炙し警察による統制に対する世論の支持が高まったこと、④80 年代以降、市民運動全体が沈静化・穏健化し、社会運動自体が多元的なアクターの柔軟かつグローバルなネットワークによるものに変質し治安情勢が安定化してきたこと、が指摘される。

第 2 章では、以上概観した社会運動の変容に対して公安警察がどのような体制を整備してきたかが解明される。警察関係者が主として組織内部の読者に向けて書いた多様なテクストから以下のような体制整備が意識的・自覚的に行われてきたことがわかる。すなわち、まず、70 年代までに、「一般情報活動」、「事件情報活動」、「捜査情報活動」からなる治安警察手法が確立した。80 年代以降、社会運動の沈静化と変質が進むに従って存在意義を問われるようになった公安警察は、拡声器や印刷物という「物」と各種組織の「人」（メンバー）に着目し、継続的な情報収集と（私文書偽造や免許証不実記載といった）微罪による検挙（「日常の事件化」）を通じて事前統制を徹

底する「先制的デモ規制」、すなわちプロテスト行動そのものの先制的な抑止、を基本手法とするようになった。この手法に十分な必要性と正当性があることが警察内部における教育・広報において徹底して教え込まれており、組織ぐるみで意識的に「先制的デモ規制」が行われている。これには、別件逮捕の多用、自白偏重、高い有罪率、高い令状給付率といった日本の刑事司法の特徴も寄与している。また、検察も警察の先制的規制体制に同調し警察と緊密に連携している。

最後に第 3 章では、公安警察による先制的デモ規制体制に対し司法が果たしてきた役割が分析される。社会運動側がしばしば公安警察活動に対抗して司法を通じた法動員をしているのに対して概して裁判所の側の反応は鈍く、むしろ公安警察側の手法を支持する結果となっている。すなわち、①公安警察による予防的・先制的警察活動の正当化根拠である「危険」の存否について対象組織の活動「前歴」や「意思及び実行可能性」や「組織性」を根拠としてかなり緩やかに認めており、公安警察が構築してきた経験則に主導されてしまっている。②「機能的治安立法」と「日常の事件化」による「先制的デモ規制」という手法が惹起する各種法的論点を憲法問題として扱うことを回避している。③リピートプレイヤーとして組織的に法解釈を練り上げ訴訟戦術を展開する警察・検察側に対してその政策的思惑や公安的論理を検証せず、個別の事件に対する受動的・消極的・事後的応答にとどめている。こうしたことから、社会運動の潜在的「暴力性」という公安警察側の論理が追認され、その活動が正当化されてしまっている。社会運動側も刑事訴追に対する防御や国賠訴訟の提起など多様な形で「法動員」を行い、逮捕・勾留・訴追された市民を支援・救援する多様な手段や黙秘・メディア広報などによる積極的闘争戦術を確立して一定の成果を挙げている面もあるが、十分ではない。

以上により、①日本の独立司法による行政に対するチェックが形式的で受動的であるがゆえに不十分なものにとどまっているという構造的特徴が社会運動・公安警察・司法判決の関係においても典型的に見出せること、②その結果警察の実務と論理の追認が生じており日本の公安警察は社会運動全般に抑圧的な戦前の体質を温存してしまっていること、③他方で社会運動側の根気強い法動員が一定の制度改革をもたらす潜在的可能性を有していることが結論として示される。

以上のような知見からなる本論文の意義は、第 1 に、経験的調査の困難さから実証研究が長らく低調だった日本の警察について久しぶりに行われた実証研究であることが挙げられる。第 2 に、主として社会学者による社会運動研究と法学者による警察研究とを架橋し、80 年代以降の日本における protest policing の実相を分析･記述してみせたことも斬新でアクチュアルな試みとして評価できる。第 3 に、しばしば政府の一部（手先）として行政と区別されずに論じられきた司法について、その独立という制度上の建前を基軸に一旦警察・検察とは独立のファクターとして捉えた上で、公安警察の実務・論理に対する構造的・現実的な受動性を実証することで、日本の公安ないし国家ガバナンスにおける行政と司法の間の関係の特徴を明らかにし、これまで著者が行ってきた台湾、香港を始めとする諸外国の protest policing との比較研究の足がかりを築いた。

口頭試問においては、先制的デモ規制体制の確立と司法の消極性・受動性という本論文の知見と、実際に著者が示している各種実証的データとの整合性について質問がなされた。すなわち、そのような知見のある意味での「わかりやすさ」が、データの客観的な分析から遊離した一方的な断定に陥っていることを示唆していないかということであるが、著者は、その問題を十分に自覚しながら、極めて限られたデータしか開示されない対象についてイデオロギー性を排した客観的分析を追求していることが見て取れた。また、警察・社会運動双方にとっての司法の役割を正確に理解するためには、判決そのものだけでなく、当事者の弁論や法律学者による議論などをより細かく見ていく必要があることも指摘された。これもまた今後の課題として著者により具体的に了解されている。いずれも論文を公刊するまでに補足する準備ができている。

以上をふまえ、審査委員全員一致で、本論文につき博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判断した。　　以上